

件 名	松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	保険課
関 係 課	
改 正 対 象	松前町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年松前町条例第 11 号）
根拠法令等	愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）
改正理由	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）が、療養のために休業したことにより給与収入が減少した場合に、愛媛県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するため、松前町において申請書の提出の受付に関する事務を行う。
改正の主な内容	附則に傷病手当金（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係るものに限る。）の支給に係る申請書の提出の受付の事務を行うことに関する規定を追加する。
施 行 日	公布の日
【その他参考事項】 令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省通知	